

令和5年度第1回臨時総会資料

第1号議案:バレーボール部の廃部について

①経緯

昨年度 PTA 本部にて実施したアンケートで寄せられたバレーボール部へのご意見、PTA 会費の減少などから、バレーボール部内で「子供たちのために会費を使ってほしい」というご意見があがった旨を第2回運営委員会にて共有いただきました。

本部としては、バレーボール部のご意見を尊重、また今後の部員数減少に伴う公式戦への出場が難しくなることへの懸念と、活動される方にとってやりやすい活動形態をご検討いただきたい旨をお伝えし、バレーボール部内でさらにご検討・ご相談いただきました。その結果、同部より PTA 活動としてこれまで通りの活動を継続しない旨を提示いただいたため、12月11日(月)の臨時運営委員会にて第1号議案を提案いたしました。

臨時運営委員会にて第1号議案は承認されたため、規約に基づき臨時総会にて、PTA 活動としてのバレーボール部を廃部とする案を提案いたします。

(これまでバレーボール部が担っていた「他校との交流」については、現在、流山市 PTA 連絡協議会主催の LINE WORKS にて他校と情報共有を行っており、今後も連携をはかってまいります。)

②バレーボール部廃部に伴う P T A 規約 改正・変更一覧

(※赤字表記:変更・削除箇所)

流山市立東小学校 P T A 規約<細則>

第1章 本部役員定数

P T A 規約・第5章に定められた会長以外の P T A 本部役員定数を以下のように定める。

副会長	保護者2名程度
書記	保護者2名程度、教職員1名
会計	保護者2名程度、教職員1名
会計監査	3名(保護者2名、教職員1名)

1. 役員の人数は、活動の内容により増減できるものとする。但し、運営委員会において過半数の賛同と承認を受ける必要がある。
2. 会計監査は、前年度の副会長・会計が特別の事情のない限り就任するものとする。前年度会計の留任や卒業によって2名に満たないときは、候補者を決定し、運営委員会で承認を受け、総会で紹介される。

第2章 会計細則

この細則は、P T A 規約・第9章に基づき会計に関する規則を定める。

1. 会費は、年額3,000円とし、一括払いとする。
2. 途中入会は月割で年額集金とする。自己都合による退会は返金なし、転校による退会は月割で返金することとする。
3. 毎会計年度の歳入・歳出予算案は、役員会で立案し、運営委員会で審議し、総会の議決を経る
4. 予算は項目に区別する。予算に定めた各項の金額の流用はできない。但し、運営委員会の承認を受ければその限りではない。

第3章 慶弔等についての細則

1. 会員死亡弔慰金	5,000円
2. 職員転退職記念品	花束
3. 職員結婚祝・出産祝金	5,000円
4. 児童の死亡弔慰	5,000円
5. 職員・児童の見舞金(病気または事故等による2週間以上の入院)	5,000円
6. 上記以外で必要ある場合は運営委員会の決定による。	

7. 該当者があったときは、会を代表して校長、会長、副会長が意を表し届けること。(代理を依頼する場合もある。)

*申し合わせ事項として、この規定により、従来慣習によって学級毎に行われた慶弔金の集金は一切取り止めること。

第4章 P T A に関する各種保険

1. P T A 団体傷害保険=あいおいニッセイ同和損保

被保険者: 東小学校 P T A 会員と東小学校児童・生徒
PTA会員の同居の親族

PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者

給付対象: P T A の管理下において P T A 行事に参加、活動中に負った傷害
被保険者が家から P T A 活動を行う場所への往復経路も含まれる

但し、児童に関しては、日本体育・学校健康センター災害共済(市教育委員会扱い任意保険)の給付対象になった時、この保険からは給付されない

補償:

補償	傷害保険金額
死亡・後遺障害	2,500,000 円
入院日額	3,200 円
通院日額	2,100 円

2. 賠償責任保険

被保険者: 東小学校PTA

給付対象: PTA管理下において、P T A が次の事項で法律上の損害賠償責任を負担する場合

① P T A 活動中に偶然の事故により、他人(東小学校 P T A 以外)に身体傷害を与えたり、他人の財物をなくしたり、壊したりした時

② P T A が第三者から借りたスポーツ用品等(保管物)を、P T A 会員及び児童が壊したり、紛失もしくは盗まれた時
免責:

・P T A 会員が所有、使用または管理する施設の改築・修理等工事に起因する賠償責任

・PTA会員の所有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任

・自動車、車両の所有、使用または管理に起因する賠償責任

・PTAが借用した保管物の瑕疵、自然の消耗もしくは性質による破損、借主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

・PTA活動終了後に活動以外の活動に起因する賠償責任

第5章 地区活動(バレー)細則

(名称)本会の名称は、地区活動(バレー)と称す。

(目的)本会の目的は、第3条を達成するために会員相互及び地域、他校との親睦を深めると共に技術鍛錬と体力向上を図ることとする。

(事業)本会は、次の事業に参加する。

1. 流山市 P T A 東部ブロック(6校)主催のバレーボール大会

2. 流山市 P T A 連絡協議会主催のバレーボール大会

(部員)本会の部員は、東小学校 P T A 会員の中からの応募者とし、選手17名・選手の中からキャプテン1名、マネージャー1名を選出する。

(経費)本会の経費は、東小学校 P T A 会費の一部をこれにあてる。

流山市立東小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 流山市立東小学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員、**地域活動(バレーボール部)における個人情報については地域活動(バレーボール部)のキャプテン・マネージャー**とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示し、同意確認書を得る。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料やメール等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1)PTA会費集金・管理業務、PTA活動名簿作成、その他の文書の配布
- (2)PTA会員名簿、本部役員・会計監査・~~地域活動(バレーボール部)~~名簿の作成・運用
- (3)PTA行事等の出席名簿
- (4)本部役員等の選出・推薦活動
- (5)防犯協力の家活動における名簿作成・流山市への情報の提供